

逗子市公共施設等総合管理計画の改訂に関するパブリックコメントの実施結果について

1. 意見募集の期間 令和6年2月5日(月)～3月6日(水)
2. 意見の数 7件
3. 意見提出人数 2人(郵送1人、持参1人 / 個人1人、団体1件)
4. 市の対応区分

記号	対応区分	件数
○	意見を反映し、素案を修正するもの	0件
□	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの	0件
■	意見は反映させないが、今後の改訂時に参考とするもの	2件
▲	意見を反映することが困難なため、素案どおりとしたもの	2件
◆	今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの	3件
合計		7件

5. 提出された意見の概要、それに対する対応区分の記号及び市の考え方

No	意見の概要	対応区分の記号	市の考え方
1	<p>(17頁～19頁)3 公共施設等の状況 (1) 公共施設の状況 ④ 公共施設の利用状況[その他の公共施設]</p> <p>「逗子市地域活動センター条例」の別表で示された地域活動センターが含まれていない。 (各地域活動センターの利用率がわからない)</p>	▲	地域活動センターの利用状況については、各館で利用区分の設定等が異なることから、統一した表の形で利用状況をお示しすることが困難なため、記載しておりません。
2	<p>(40頁～41頁)2 実施方針 (9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針 ① 全庁的な取組体制</p> <p>「……また、公募市民を含む逗子市行財政改革推進懇話会にて広く意見を聴取することとします」とありますが、「④ 住民との協働・連携」で、「住民や地域団体等が施設の維持管理・運営に参加する方法について検討し、……」とあることから、逗子市行財政改革推進懇話会には、指定管理者の出席も必須として下さい。なぜなら現状各地域活動センターに関する「指定管理業務仕様書」が存在しないことから、「管理運営体制」「指定管理者が行う業務」「市及び指定管理者の責任分担」が不明確なまま運営されているため。</p>	◆	逗子市行財政改革推進懇話会の構成員や個別の施設の運営については、計画の対象外のため、参考意見として担当課に共有させていただきます。

No	意見の概要	対応区分の記号	市の考え方
3	(42頁) 「(2) 市民文化系施設」の中に「集会施設」として「各地域活動センター」が含まれていますが、当該施設は「逗子市地域活動センター条例」で目的が定められている施設なので、「地域拠点施設」と分類を分けて下さい。	▲	公共施設の種類は、計画の試算値の作成に使用している「公共施設等更新費用試算ソフト」の分類によるもので、分類を追加することが困難なため、素案のとおりとします。
4	(地域活動センターについて) 「指定緊急避難場所」(災害が発生し、または発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所)としての観点はないのでしょうか?	■	第3章 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 2実施方針 において、安全確保の実施方針や耐震化の実施方針として、公共施設全体としての安全性の確保に関する実施方針をお示しておりますが、「指定緊急避難場所」等の個別の機能に関する事項については計画の対象としません。
5	(25頁) 「表2-20 公共施設等の主な修繕・改修等の実施状況」の中に地域活動センターがまったく記載されていませんが、「指定緊急避難場所」としての指定に対応可能な建物なのか?	◆	個別の施設の「指定緊急避難場所」としての対応の可否については、計画の対象外のため、参考意見として担当課に共有させていただきます。
6	少子高齢化が止まらないとした上で、少子高齢化状況を前提に対処を検討しなくてもよいのか。 「少子高齢化の危機」を回避するために、「公共施設等総合計画」に基づき公共施設の総延床面積を〇〇%以上削減し、可能な限り更新費用を抑制する必要はないのか。長期的視点を盛り込んで、毎年の決算時に状況を必ず説明して下さい。	■	今回の改訂は、計画の時点更新と必要事項の追記を行う一部改訂のため、削減の数値目標等は設定しておりませんが、総務省が示す「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」において、「計画期間における公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標やトータルコストの縮減・平準化に関する目標などについて、できるかぎり数値目標を設定するなど、目標の定量化に努めること。」とされていることから、今後の改訂時の検討事項とさせていただきます。
7	第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 P. 40 2 実施方針 (8) 脱炭素の推進方針 【提案内容】 前回計画から新たな方針として追記 明記された「脱炭素の推進方針」の記載内容について賛同いたします。 つきましては、多様なノウハウや実績を持つエネルギー関係事業者等とも連携し、検討を進めることを提案致します。省エネによるCO2排出量の削減とランニングコストの低減に繋がります。 【理由】 【基本方針 3 :効率的・効果的な運営 (P. 38)】と記載されています。公共施設等では、利用形態や経年状況によって脱炭素化に資する改修方法が異なるため、一様なアプローチでは効果的な対応が難しいことがあります。これらの課題に対応するために、施設の脱炭素化に向けた改修手法やコストパフォーマンスの評価、計画策定の支援などの評価、計画策定の支援など、エネルギー関連事業者が提供するサービスを活用することで、効果的な脱炭素化計画の実現が可能です。	◆	具体的な施策については、計画の対象外のため、参考意見として担当課に共有させていただきます。